

# 新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の再開に関するガイドライン

令和2年5月15日

河津町教育委員会

## 小中学校

### 1 保健管理等に関すること

- (1) 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が手の届く距離に集まる、近距離での会話や発声）が同時に重ならないように努める。
- (2) 学校での登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でのこまめな手洗いを徹底する。
- (3) 手洗いは、基本的に流水と石けんで行う。流水でできない場合は、アルコール等の消毒液を使用する。
- (4) 教室やトイレなどのドアの取っ手、手すり、スイッチなど、多くの児童生徒が手を触れる場所は、1日数回消毒薬で除菌する。
- (5) 児童生徒や教職員はマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。
- (6) ハンカチ・タオルは個人持ちとして、共用はしない。
- (7) 登校前に、家庭で体温や健康状態を確認する。できなかった者については、教室に入る前に検温と健康観察等を行う。また、同居の家族に発熱や風邪の症状がある場合や、感染が心配される場合は学校への連絡をして、自宅で休養願う。
- (8) 登校後、「発熱や風邪などの症状」がみられる場合には、保護者に連絡して自宅休養とする。（出席停止扱い）そのとき、下校するまでの間は、他の者と接触を可能な限り避けられる部屋で待機させる。
- (9) 「軽い風邪の症状や息苦しさ、強いだるさ、高熱のいずれか」の症状等があり、感染が心配される場合は、かかりつけの医師に電話で相談するか、賀茂保健所に相談するよう家庭に伝える。
- (10) 感染に対する抵抗力を高めるために、児童生徒の十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるよう指導する。
- (11) 以上については教職員についても同様とする。

### 2 登下校

- (1) 毎日、家庭で検温し、健康カードに体温と体調を記入し、学校に持参する。発熱や風邪の症状がある場合は登校を控え、自宅で休養する（欠席扱いではなく出席停止）。感染が心配される場合は、かかりつけ医か賀茂保健所に電話で相談する。
- (2) 徒歩通学は、なるべく並んで歩くことや向かい合わせになることを避け、マスクを着用する。
- (3) 個々に水分補給ができるように、水筒に入れた飲み物を持参する。
- (4) バス通学では、マスクを着用し会話を控える。また、座席の間隔を空け、定期的に窓を開けて換気をする。

### 3 授業

- (1) 休み時間に手洗いをを行うため、授業時間を小学校では40分、中学校では45分とする。
- (2) 児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し(できれば1m以上)、対面とならないような形で授業をする。空き教室が使用可能な場合は、2教室に分散して授業を行う。
- (3) 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習は当面行わない。
- (4) 換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓やドアを同時に開けて行う。体育館でも換気に努める。空調機使用時も換気を行い、密閉状態を作らない。
- (5) 教室等での授業ではマスクを着用する。特に、距離の確保ができない場合や近距離での会話や発声が必要な場合には、マスクの着用を徹底する。
- (6) 用具や物品の共用は避けるように努める。共用した場合は、使用後に必ず児童生徒に手洗いあるいは消毒液で除菌させる。共用した物は、できるだけ、その都度水流で洗い流してから保管する。水洗いできない物は消毒液で除菌する。
- (7) 音楽の授業で歌う際には、換気をし、できる限り間隔を空け、人がいる方向に口を向けない。
- (8) 家庭科の調理実習は当面行わない。年度の後半に感染状況を判断して、衛生管理を徹底して行うよう指導計画を変更する。
- (9) 体育では、児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動は当面行わない。年度の後半に感染状況を判断して、衛生管理を徹底して行うよう指導計画を変更する。また、可能な限り授業を屋外で実施するようにする。屋内で行う場合は適切な換気を行いながら行う。密集して集合・整列する場面をさける。児童生徒の授業前後の手洗いを徹底し教職員が見届ける。
- (10) 体育の授業等での運動は、授業中でもこまめな水分補給を行うように指導し、呼吸困難を防ぐため、マスクをしないで行う。

### 4 休み時間

- (1) 休み時間毎に、2方向のそれぞれ1つ以上の窓やドアを広く開けて換気を行う。
- (2) 休み時間は、全員が必ず石けんで手洗いをする。
- (3) できるだけ、自分の顔や周囲の人、物に触れないようにする。

### 5 給食

- (1) 給食前に、全員が必ず石けんで手洗いをする。
- (2) 配膳時は、給食当番だけでなく全員がマスクを着用する。
- (3) 食事中は、机を向かい合わせにしないで、できるだけ距離をあける。また、飛沫を飛ばさないよう会話を控えて食べる。

### 6 部活動

- (1) 体育の授業に同じ。密閉・密集・密着の条件が重ならないような内容や方法とする。
- (2) 基礎体力の向上に重点をおいて行う。
- (3) 生徒のみの活動にせず、教師が部活動の実施状況を把握する。

- (4) 対外試合や休日の活動は当面行わない。夏休み以後は感染状況を見て行うか検討する。その際には顧問だけの判断で決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を検討する。
- (5) 児童生徒が加盟するスポーツ団体への参加については控えるように、指導者に自粛しながら活動をするを要請する。

## 7 学校行事

- (1) 朝礼など全校集会を行う場合は、運動場で密集を避けて行ったり、放送で行ったり工夫をする。
- (2) 授業参観は当面行わない。2学期以後は、感染状況を見て、衛生管理の徹底と分散して参観するなどの工夫をして行うことを検討する。
- (3) 運動会や持久走大会等の行事は、教育課程の見直しにより実施を検討する。実施する場合は、衛生管理の徹底と規模の縮小等の工夫をして行うなど、実施方法の検討をする。
- (4) 修学旅行は、旅行先や交通機関の感染に関わる状況や教育課程の履修状況を十分に検討して決定する。

## 8 休日の児童生徒の過ごし方

- (1) 今後も、不要不急な外出を控えることが大切であるが、ストレスや運動不足の解消のために、外で遊びや運動をする場合は、家族や小数の友人にとどめる。
- (2) 人の多い場所を避け、人との距離を空け、長時間にならないようにする。
- (3) 複数で遊ぶときは、マスクを着用し、近距離に集まったり接触したりしない。
- (4) 外出するときはマスクを着用し、自分の顔や周囲の人、物に触れないように注意する。
- (5) 帰宅したときは必ず石けんを使って手洗いをする。
- (6) 当面は、家の中や密閉された場所で、友だちと遊ぶことはしないようにする。

## 9 その他、

- (1) 保護者から、感染予防のため学校を休ませたいと相談があったら、事情をよく聞き、学校で講じる感染症対策を説明し、登校の理解を得るよう努める。その上で休ませる場合は、「感染症予防のため出席停止」として欠席扱いはしない。
- (2) やむを得ず登校できない児童生徒に対して、適切な家庭学習を課すとともに、家庭訪問や電話などを通じて学習状況や成果、心身の健康状態を把握する。
- (3) 登校可能となった後は、学習内容の定着を確認し、不十分な児童生徒に対して、補習や追加の家庭学習を課すなど必要な措置をする。
- (4) 児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、必要な感染対策について、学年に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、適切に避ける行動ができるように指導する。併せて、差別・偏見・いじめが起きないように配慮し、個々の様子についての把握と迅速な対応に努める。